

鎌倉市規則第40号

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例（平成26年6月条例第2号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(入れ墨等)

第2条 条例別表の入れ墨等は、皮下に墨等の色素を定着させて文様を表出した入れ墨のほか、皮膚の表面に染料を塗布し、又はシールを貼付することにより、入れ墨と類似した外観を有するものをいう。

2 条例別表の規則に定める方法は、複数の入れ墨等がある場合においてはそれぞれの面積を合算する方法とする。

(音響機器等)

第3条 条例別表の音響機器等は、電源を使用し、スピーカー又はこれに類するものが付属し、又は接続されている次に掲げるものとする。

- (1) 音響機器
- (2) 楽器
- (3) 拡声機

(人の身体に危害を及ぼすおそれがある遊具)

第4条 条例別表の規則で定める人の身体に危害を及ぼすおそれがある遊具は、フィンが付いたボディボード、ゴルフクラブ、ゴルフボール、バレーボール及びこれらに類するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。